

回 覧 文 書



回 覧												

市民のみなさまへ

令和 6 年 6 月 1 3 日
福知山市市民総務部生活環境課長

福知山市資源ごみ集団回収団体報奨金制度のお知らせ

福知山市では、市内の自治会、婦人会、PTA、子ども会などで家庭から出る資源ごみ（新聞紙、雑誌、ダンボール、アルミ缶、空き缶類、空きびん、布類、廃食油等）の集団回収を実施した団体を支援するため、資源回収量に応じて、報奨金を交付しています。

記

1 制度の概要

ごみ問題への社会意識の向上と家庭ごみの減量や資源化を図り、集団回収を実施した団体への活動支援を目的としています。

報奨金額		¥ 3円/資源ごみ1キログラムあたり (廃食油については1リットルにつき3円)
支給条件	対象団体	(1) 営利を目的としない団体 自治会、婦人会、PTA、子ども会など (実費等を徴収するなど有償で回収している団体は不可) (2) 年間1回以上の資源ごみ集団回収を実施する団体 (3) 複数の箇所から資源となるごみを自ら回収している団体
	対象となる資源ごみ	(1) 古紙（新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック類） (2) アルミ缶 (3) くず鉄（空き缶類、古銅類） (4) 空きびん (5) 古繊維（布類） (6) 廃食油
	その他	※団体登録後に回収された分が、「報奨金支給」の対象となります。
	注 意	※団体登録前に回収された分は、「報奨金支給」の対象とはなりません。

(裏面へつづく)

2 報奨金制度を利用される団体のみなさまへ

【集団回収のメリット】

- ごみの減量および資源化につながります。
- リサイクル意識の向上及び地域でのコミュニケーションが深まります。
- 報奨金を団体の活動費などに活用することができます。

報奨金制度の手続きについて

①団体登録

- 資源ごみ集団回収を行う前に「福知山市資源ごみ集団回収団体登録申請書」を環境パークへ提出し、団体登録をします。
※登録決定団体へは、別途、「登録決定通知書」を送付します。

②資源ごみ回収実施

- 団体登録通知決定が届いたら資源ごみ集団回収を実施します。
(事前に回収業者は決めてください。)

③報奨金の請求

- 資源ごみ集団回収の終了後、計量機による計量伝票及び回収業者が発行する仕切伝票の写し等必要書類を添えて「福知山市資源ごみ集団回収団体報奨金支給請求書」を環境パークへ提出し、報奨金交付申請をします。
※申請内容を確認し、登録申請時指定された口座に報奨金を振り込みます。

3 各種申請書について

各種申請書は、福知山市ホームページからダウンロードしていただくか、環境パークの窓口でお渡ししています。

【ホームページの進み方】

[トップページ](#) → [目的でさがす](#) → [ごみ](#) → [ごみの出し方](#)
→ [お知らせ](#) → [資源ごみ集団回収団体報奨金制度のご案内](#)

4 登録申請書等提出先及び問合せ先

福知山市市民総務部 生活環境課（福知山市環境パーク内）
環境・廃棄物対策係（Tel 22-1827/Fax 22-4881）
〒620-0913 福知山市字牧285番地